

令和5年度

茂原市健全化判断比率審査意見書

茂原市資金不足比率審査意見書

茂原市監査委員

茂 監 第 3 2 号

令和6年8月20日

茂原市長 市原 淳 様

茂原市監査委員 風 戸 博 恭

茂原市監査委員 細 谷 菜穂子

茂原市健全化判断比率及び資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年7月19日付け茂総務第50号にて審査に付された令和5年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度茂原市健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月20日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回っていることが認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.52	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.52	30.00
③ 実質公債費比率	11.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	74.6	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

※ 地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項)

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等^{*1}の実質赤字額が標準財政規模^{*2}に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体の財政的な健全性を図るための指標である。

令和5年度決算における本市の標準財政規模は、19,464,440千円である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	1,298,477	815,473	793,183

令和5年度の本市の一般会計等は、793,183千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

本市における実質赤字比率の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質赤字比率	—	—	—

(注) 上記表中の「—」は、実質赤字額がないことを表している。

※1 一般会計等とは、一般会計と一般会計等に属する特別会計（公債管理特別会計等）から構成されるが、本市においては、一般会計等に属する特別会計がないため一般会計のみで算定されている。

※2 標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算したもの。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値である。

本市における標準財政規模の推移は、次表のとおり。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準財政規模	19,677,640	18,980,335	19,464,440

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営事業会計を含む市のすべての会計を対象とし、その連結実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体全体の財政的な健全性を図るための指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{A \text{ (①+②)} - B \text{ (③+④)}}{\text{標準財政規模}}$$

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業特別会計の資金不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業特別会計の資金剰余額の合計額

※ 本市におけるすべての会計は下記のとおり（P 8 会計区分のイメージ参照）

【一般会計等】

- ・一般会計

【公営事業会計】

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計）

- ・国民健康保険 ・介護保険 ・後期高齢者医療 ・駐車場

（公営企業に係る会計）

- ・下水道（法適用企業） ・下水道（農業集落排水・法非適用企業）

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 特 別 会 計	一 般 会 計	1,298,477	815,473	793,183
	国民健康保険事業会計	385,545	30,404	85,273
	介護保険事業会計	426,655	440,073	214,694
	後期高齢者医療事業会計	10,521	17,168	26,556
	駐車場事業会計	3,422	3,502	8,159
	小 計	2,124,620	1,306,620	1,127,865
係 る 会 計	公 営 企 業 に			
	下 水 道 事 業 会 計	174,647	283,472	432,758
	農業集落排水事業会計	217,257	22,039	267,076
小 計	391,904	305,511	699,834	
合 計		2,516,524	1,612,131	1,827,699

令和5年度については、すべての会計において実質赤字(①)及び資金不足額(②)は算出されず、実質黒字(③)及び資金剰余額(④)の合計額は1,827,699千円となったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

本市における連結実質赤字比率の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結実質赤字比率	—	—	—

3 実質公債費比率(直近3か年平均値)

一般会計等が負担する地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金の標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対する比率であり、地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示す指標である。

$$\text{実質公債費比率(3か年平均)} = \frac{A \text{ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)} - B \text{ (⑧+⑨+⑩+⑪)}}{C \text{ (⑫+⑬+⑭)} - D \text{ (⑨+⑩+⑪)}}$$

- ① 元利償還金の額(繰上償還額等を除く)
- ② 積立不足額を考慮して算定した額
- ③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)
- ④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
- ⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- ⑦ 一時借入金の利子
- ⑧ 特定財源の額
- < (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 >
- ⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- ⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額
- ⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
- < (C) 標準財政規模 >
- ⑫ 標準税収入額等
- ⑬ 普通交付税額
- ⑭ 臨時財政対策債発行可能額

(単位：千円・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度-令和2年度	
A	①	3,514,354	3,728,304	3,643,229	3,768,827	254,473	
	②	—	—	—	—	—	
	③	—	—	—	—	—	
	④	424,780	433,693	405,079	375,730	▲ 49,050	
	⑤	280,120	272,157	257,892	358,403	78,283	
	⑥	107,569	108,074	108,582	109,077	1,508	
	⑦	426	562	1,003	299	▲ 127	
小計		4,327,249	4,542,790	4,415,785	4,612,336	285,087	
B	⑧	333,515	374,897	344,133	304,772	▲ 28,743	
	D	⑨	502,997	490,484	456,551	442,268	▲ 60,729
		⑩	1,609,711	1,664,920	1,713,226	1,704,508	94,797
		⑪	70,545	66,525	59,998	54,761	▲ 15,784
	計	2,183,253	2,221,929	2,229,775	2,201,537	18,284	
小計		2,516,768	2,596,826	2,573,908	2,506,309	▲ 10,459	
C	⑫	15,177,948	14,374,211	14,709,866	15,085,568	▲ 92,380	
	⑬	2,412,089	3,510,267	3,778,851	4,163,869	1,751,780	
	⑭	1,162,650	1,793,162	491,618	215,003	▲ 947,647	
	小計	18,752,687	19,677,640	18,980,335	19,464,440	711,753	
分子合計 (A-B)		1,810,481	1,945,964	1,841,877	2,106,027	295,546	
分母合計 (C-D)		16,569,434	17,455,711	16,750,560	17,262,903	693,469	
実質公債費比率(単年度)		10.92663	11.14801	10.99591	12.19973		
実質公債費比率(3か年平均)				11.0	11.4		

※R2～R4平均 ※R3～R5平均

(注) ②・③は該当の金額がないため表に記載していない。

直近3か年の平均により算定した本市の実質公債費比率は、昨年度の11.0%から0.4ポイント上昇した11.4%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

本市における実質公債比率(3か年平均)の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質公債費比率	10.6	11.0	11.4

4 将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対する比率であり、地方公共団体の実質的な負債の規模を示す指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A \text{ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)} - B \text{ (⑨+⑩+⑪)}}{\text{⑫}}$$

< (A) 将来負担額 >

- ① 地方債の現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等繰入見込額
- ④ 組合負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額
- ⑥ 設立法人（土地開発公社等）の負債額等負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合連結実質赤字額負担見込額

< (B) 充当可能財源等 >

- ⑨ 充当可能基金
- ⑩ 充当可能特定歳入
- ⑪ 基準財政需要額算入見込額

< (⑫) 標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 >

- ⑫ 実質公債費比率の分母と同一

(単位：千円・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度-令和4年度
A	①	39,084,490	37,460,834	35,324,895	▲ 2,135,939
	②	1,394,533	1,285,951	1,176,874	▲ 109,077
	③	3,705,814	3,771,403	3,632,765	▲ 138,638
	④	2,362,834	2,598,025	2,632,017	33,992
	⑤	5,464,760	5,448,357	5,180,566	▲ 267,791
	⑥	1,993	0	0	0
	⑦	—	—	—	—
	⑧	—	—	—	—
B	⑨	6,780,531	6,956,666	6,325,124	▲ 631,542
	⑩	3,218,988	3,258,210	3,469,281	211,071
	⑪	27,286,949	26,623,057	25,257,485	▲ 1,365,572
分子合計 (A-B)		14,727,956	13,726,637	12,895,227	▲ 831,410
分母 (⑫)		17,455,711	16,750,560	17,262,903	512,343
将来負担比率		84.3	81.9	74.6	

(注) ⑦・⑧は該当の金額がないため表に記載していない。

令和5年度の本市の将来負担比率は、昨年度の81.9%から7.3ポイント低下した74.6%であり、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

本市における将来負担比率の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	84.3	81.9	74.6

(会計区分のイメージ)

一般会計等	1①. 一般会計		実質赤字比率	実質公債費比率
	1②. 一般会計等に属する特別会計	公債管理 母子寡婦福祉資金貸付 勤労者福祉共済 その他事業		
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	① 国民健康保険	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
		② 介護保険		
		③ 後期高齢者医療		
		④ 農業共済		
		⑤ 老人保健医療		
		⑥ 介護サービス		
		⑦ 駐車場		
		⑧ 交通災害共済		
		⑨ 公営競技		
		⑩ 公立大学附属病院		
		⑪ 有料道路		
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	① 水道事業	資金不足比率(会計ごと)に算定)	
		② 簡易水道		
		③ 工業用水道		
		④ 軌道		
		④ 自動車運送		
		④ 鉄道		
		④ 船舶運航		
		⑤ 電気		
		⑥ ガス		
		⑦ 港湾整備		
		⑧ 病院		
		⑨ 市場		
		⑩ と畜場		
		⑪ 宅地造成		
⑫ 下水道				
⑬ 観光施設				
⑭ その他法適用事業				

第5 審査の意見

令和5年度の健全化判断比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

直近3か年平均で算定される実質公債費比率は、令和5年度（令和3年度から令和5年度までの平均）は11.4%であり、令和4年度（令和2年度から令和4年度までの平均）の11.0%と比較して0.4ポイント上昇（悪化）した。直近3か年平均の比率の差は、その要因となる令和2年度と令和5年度の比較において、普通交付税等の増により分母が増加（4.19%）したものの、元利償還金等の増、一部事務組合の地方債に充てられた負担金の増により分子がそれ以上に増加（16.32%）したことによるものである。

また、令和5年度の将来負担比率は74.6%であり、令和4年度の81.9%と比較して7.3ポイント低下（改善）した。これは、比率算定において、地方債の現在高や退職手当負担見込額など将来負担額の減少により分子が減少したこと、また標準財政規模の増により分母が増加したことが主な要因である。

今後、扶助費や人件費等義務的経費の増加や長生郡市広域市町村圏組合の大規模事業等により更なる財政負担の増加が見込まれることから、ますます厳しい財政運営が予想される。様々な財政需要を的確に把握し、財政健全化判断比率の基礎となる数値の動向に注視しながら、その増減要因を分析し早期健全化団体となることのないよう、健全かつ持続可能な財政運営に努められたい。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度茂原市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月20日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率は、下水道事業会計、農業集落排水事業会計ともに資金不足額が生じていないため算定されなかった。

資金不足比率の状況

(単位：%)

	区 分	令和5年度資金不足比率	経営健全化基準
法適用	① 下水道事業会計	—	20.0
法非適用	② 農業集落排水事業会計	—	20.0

※ 地方公共団体は、上記の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項)

※ 法適用・法非適用の「法」とは、地方公営企業法のこと。

1 資金不足比率

資金不足比率とは、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して標準化し、経営状態の悪化の度合いを示した指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

<資金の不足額>

法適用企業 = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 = (繰上充用額+事業繰越額等+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

<事業の規模>

法適用企業 = 営業収益の額-受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

本市における資金剰余額の推移は、次表のとおり。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 下水道事業会計	174,647	283,472	432,758
② 農業集落排水事業会計	217,257	22,039	267,076

令和5年度の本市の下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は、いずれも黒字となったことから、資金不足比率は算定されなかった。

本市における資金不足比率の推移は、次表のとおり。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 下水道事業会計	—	—	—
② 農業集落排水事業会計	—	—	—

(注) 上記表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

本市における事業の規模 (P11 資金不足比率算式参照) の推移は、次表のとおり。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 下水道事業会計	695,341	683,672	709,187
② 農業集落排水事業会計	120,769	119,116	99,970

第5 審査の意見

令和5年度の資金不足比率は、台風第13号の接近に伴う大雨被害による復旧工事の実施など各会計において多額の費用が発生したものの、資金不足額は生じなかったため算定されなかった。

しかしながら、今後も施設設備の老朽化による維持管理費や更新費の増加が見込まれることから、先を見据えた様々なリスクを念頭に事務事業に取り組まれない。

多額の資金剰余額が出ている下水道事業会計においては、その要因を検証するとともに、様々な決算数値から導き出された経常収支比率や管渠老朽化率等の分析により下水道事業のおかれている現状を的確に把握し、ライフラインとしての安定的かつ持続的な事業運営に努められたい。

農業集落排水事業会計においても、多額の資金剰余額が出ているが、これは令和6年度からの公営企業会計移行に伴う打切決算によるものであることから、その内容を分析されたい。また、今後は企業会計のメリットを活かしながら、下水道事業と同様、農業集落排水事業のおかれている現状を的確に把握し、ライフラインとしての安定的かつ持続的な事業運営に努められたい。